

趣旨・目的

2019年10月に住宅瑕疵担保履行法完全施行から10年（＝同法による資力確保措置期間）が経過するが、この10年で得られる各種データ・知見や、市場環境の変化（ストック活用型社会への転換による既存住宅流通・リフォーム市場の重要性の向上等）を踏まえた制度の検証が必要。この検証に当たって重視すべき観点、考慮すべき事項を把握するとともに、更なる消費者保護の充実等を検討するため、有識者による検討会を設ける。

検討テーマ

1. 既存住宅流通・リフォーム等に係る住宅瑕疵保険等のあり方
 - ・2号保険のあり方、普及促進策等
 - ・新たな保険商品のニーズ
 - ・インスペクション等関連制度と住宅瑕疵保険の連携方策 等
2. 消費者保護の充実策
 - ・紛争処理制度周知・活用促進策
 - ・事故情報活用促進策 等
3. 保険料等の水準の検証方策
 - ・水準検証に必要となるデータ及びデータ量
 - ・これまでの検討会における提言等、追加的に考慮すべき事項
 - ・水準見直し等のスケジュール 等

スケジュール

第1回 平成30年7月4日 第2回 平成30年9月14日
 第3回 平成30年12月20日 以降、随時開催

委員（敬称略）

犬塚 浩	弁護士
浦江 真人	東洋大学理工学部教授
大塚 英明	早稲田大学大学院法務研究科教授
小林 道生	静岡大学人文社会科学部法学科教授
駒田 俊樹	（一社）日本損害保険協会
齊藤 広子	横浜市立大学国際総合科学部教授
園尾 知之	（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会
錦野 裕宗	弁護士
家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授

検討会の位置付け

平成21年10月 住宅瑕疵担保履行法の完全施行

住宅瑕疵担保履行法附則
(検討)

第5条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。



- 住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会(平成26年度)
- 住宅瑕疵担保履行制度の新たな展開に向けた研究委員会(平成27～28年度)

<データの蓄積等を待って検討すべきとされたテーマ>
供託における保証金や保険における保険料等の水準の検証

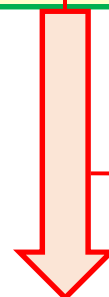
<さらに議論を深めるべきとされたテーマ>
○既存住宅市場の拡大に伴う消費者保護施策

○通常は想定されない巨額の保険金支払いリスクへの対応や、
保険法人の急激な経営環境変化によるリスクへの対応



住宅瑕疵保険制度のセーフティネットに関する検討会
(平成29年度)

その他、新たに
検討すべき事項



制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会
(平成30年度～2019年度)

	日時	テーマ
第1回	平成30年7月4日 10:00～12:00	○住宅瑕疵担保履行制度の現状 ○本検討会でご議論頂きたいテーマについて
第2回	平成30年9月14日 10:00～12:00	○既存住宅流通・リフォーム等に係る住宅瑕疵保険等のあり方
第3回	平成30年12月20日 13:00～15:00	○消費者保護の充実策
第4回	平成31年3月(予定)	○保険料等の水準の検証方策